

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回の給付金は、原則として「**申請不要**」で支給を行います。

(ただし、公務員、高校生等及び新生児の保護者の方は申請が必要です。裏面参照)

希望しない場合等は、12月23日(正午)までに、受給拒否の届出書をご提出ください。

1. うちの子は対象になるの？ (対象児童)

次に記載する児童が対象になります。

①令和3年9月分の児童手当(本則給付(※))支給対象となる児童

②高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童

③令和4年3月31日までに生まれた児童(新生児)

(②、③は保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)

(※) 本則給付とは、児童手当制度における所得制限限度額未満の方を指します。所得制限限度額以上の方は「特例給付(月額5,000円の支給)」となり、本給付金の対象外です。

2. だれがもらえるの？ (支給対象者)

児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる対象者

(児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。)

3. いくらもらえるの？ (給付額)

対象児童1人につき、**10万円(現金一括支給)**です。

4. いつもらえるの？ (支給時期)

対象の方には、12月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。(申請が必要な方については、支給時期が異なります。)

詳しくは裏面記載の窓口までお問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？ (支給方法)

①児童手当(本則給付)を受給している受給者

令和3年10月支給時の児童手当(本則給付)を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

②支給申請を行った保護者(公務員、高校生等及び新生児の保護者の方)

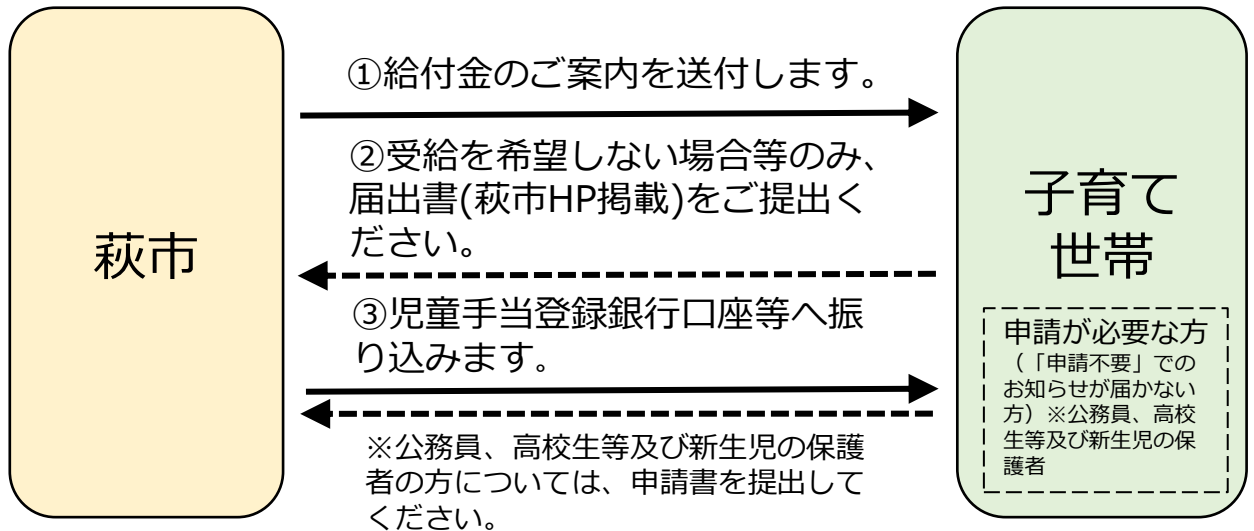
申請書で指定した口座に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和4年3月末までに必ずご対応をお願いします。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

原則「申請不要」で支給を行います。

萩市では、**12月27日**に支給する見込みです。（申請が必要な方を除く）



◆私は申請が必要なの？（申請が必要な方＝「申請不要」のお知らせが届かない方）

次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員
- ・支給対象児童が（令和3年9月30日時点で）高校生等のみの保護者（※高校生等の児童以外に、児童手当(本則給付)の対象児童を養育している方は、12月27日支給）
- ・令和3年10月以降令和4年3月までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象児童(新生児)の保護者

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、10月に児童手当が支給された振込指定口座に住所地市町村（特別区含む）から振り込まれます。ご不明な点があれば、中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給をした引越前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、萩市で子育て世帯等臨時特別支援事業の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。本給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



■内閣府コールセンター（電話：0120-526-145）

受付時間：9：00～20：00(12/29～1/3除く)

■萩市子育て支援課（電話：0838-25-3536）

受付時間：8：30～17：15(土日祝日及び12/29～1/3除く)

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに萩市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに萩市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。